

町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 6 月 6 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年3月町田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「10万4,530円」を「10万4,290円」に改め、同項第2号中「5万6,720円」を「5万6,600円」に改め、同項第3号中「5万2,270円」を「5万2,150円」に改め、同項第4号中「2万8,360円」を「2万8,300円」に改める。

別表第1中

「

5,943円	7,720円	9,400円	10,653円	11,538円	12,285円
4,455円	5,340円	6,358円	7,430円	8,473円	9,255円

を

」

「

5,660円	7,352円	8,670円	9,612円	10,411円	11,085円
4,243円	4,926円	5,864円	6,853円	7,815円	8,509円

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第12条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた

公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

改正後	改正前
<p>(介護補償)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障がい(障がいの程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障がい。第3号において同じ。)が別表第4 常時介護を要する状態の項に定める障がいのいずれかに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が <u>10万4,290円</u> を超えるときは、<u>10万4,290円</u>)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護を要する費用として支出された額が <u>5万6,600円</u> 以下であるときに限る。) <u>5万6,600円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障がい(障がいの程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障がい。第3号において同じ。)が別表第4 随時介護を要する状態の項に定める障がいのいずれかに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が <u>5万2,150円</u> を超えるときは、<u>5万2,150円</u>)</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障がい(障がいの程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障がい。第3号において同じ。)が別表第4 常時介護を要する状態の項に定める障がいのいずれかに該当する場合(次号において「常時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が <u>10万4,530円</u> を超えるときは、<u>10万4,530円</u>)</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月(新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護を要する費用として支出された額が <u>5万6,720円</u> 以下であるときに限る。) <u>5万6,720円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障がい(障がいの程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障がい。第3号において同じ。)が別表第4 随時介護を要する状態の項に定める障がいのいずれかに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額(その額が <u>5万2,270円</u> を超えるときは、<u>5万2,270円</u>)</p>

町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表

\_\_部分は改正部分

改正後	改正前
<p>円)                      (4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>2万8,300円</u>以下であるときに限る。) <u>2万8,300円</u></p>	<p>円)                      (4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>2万8,360円</u>以下であるときに限る。) <u>2万8,360円</u></p>

町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表（改正後）

\_\_部分は改正部分

別表第1 補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	<u>5,660円</u>	<u>7,352円</u>	<u>8,670円</u>	<u>9,612円</u>	<u>10,411円</u>	<u>11,085円</u>
学校薬剤師の補償基礎額	<u>4,243円</u>	<u>4,926円</u>	<u>5,864円</u>	<u>6,853円</u>	<u>7,815円</u>	<u>8,509円</u>

備考  
略

町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表（改正前）

別表第1 補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	<u>5,943円</u>	<u>7,720円</u>	<u>9,400円</u>	<u>10,653円</u>	<u>11,538円</u>	<u>12,285円</u>
学校薬剤師の補償基礎額	<u>4,455円</u>	<u>5,340円</u>	<u>6,358円</u>	<u>7,430円</u>	<u>8,473円</u>	<u>9,255円</u>

備考  
略